

令和 8 年 5 月 1 日
島根県教育庁学校企画課
担当者 松村 茂樹
電話 0852-22-5411

教職員の懲戒処分について

このことについては、下記のとおり執行したので、その概要を公表する。

記

1 該当者（以下「A」という）

- (1) 校種・地域 松江地区の県立高等学校
- (2) 職 名 教諭
- (3) 年 齢 36歳
- (4) 性 別 男性

2 処分内容 懲戒処分「減給10分の1 1月」

3 処分期日 令和8年5月1日（金）

4 事実概要及び処分理由

Aは、令和7年3月25日（火）18時47分頃、自家用自動車で帰宅途中の県道において、信号機のない横断歩道上を横断歩行中の被害者に衝突し、全治約1年を要する傷害を負わせ、同日、過失運転致傷の疑いで逮捕された。

Aは、令和7年6月27日（金）に運転免許取り消しの行政処分を受けるとともに、同年12月23日（火）に過失運転致傷の罪で略式起訴され、同月24日（水）に罰金100万円の略式命令を受け、納付期限内に罰金を納付した。

交通法規の遵守は全県民の願いであり、公立学校の教員として教育に携わる者が、このような交通事故を起こしたことは、学校及び教職員全体に対する信頼を損なうものであって、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。したがって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものであるため、「教職員の懲戒処分及び公表の指針」及び過去の同様の事案における処分量定等をもとに、上記2の懲戒処分を行うこととした。

5 その他

- (1) 事故発生当時の当該教諭の勤務校の校長に対しては、部下職員の指導監督が適正を欠いていたことの管理責任を問い、口頭注意の措置を行った。
- (2) 再発防止に向けた対応として、今回の事案を踏まえた服務規律確保の徹底について、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに文書通知を行うとともに、今後の管理職会・研修会等の機会を通じて継続的、計画的な研修等の実施について重点的に周知等を行う。